労働者災害補償保険 遺 族 補 償 年 金 転給等請求書 遺 族 年 金 転給等申請書

① 死亡	フリラ (大) (生年)	が ナ 名 月 日 年	月	(男・ 日 ((甲請)の	ロ 胎児で	活の失権 あった子の出生 活の所在不明
3		生年月日		ナ	五七兴净老		表者を選任しない なは、その理由
請申		年 月 日			あ	る・ない	
求請 人人		年 月 日			あ	る・ない	
		年 月 日			あ	る・ない	
		年 月 日			あ	る・ない	
④ 既遺年	フリガナ ム	生年月日	フ リ ガ		死亡労働者――との関係管		書の番号
に族金遺年を	氏 名	年 月 日	住	所	こ Y	昭 何 種別 四 暦 年	番 号 枝番兒
族金受 補及け 償びて						<u> </u>	
年遺い 金族る		年 月 日 年 月 日			-		
又特者 は別		年月日			-		
(5)			<u> </u> 関して支流	<u></u> 給 さ わ さ	<u>し</u> 5 年 全 の	種 類	
厚 生 年	厚生年金保険法の	遺族年金遺族厚生年金	イ 母子年金	口 準母子 ⁴ ホ 遺族基礎	手金 ハ 遺児年	· 金	保険法の遺族年金
金 保	支給される年金の	額 支給されることとなっ			と と と は 下段 に 記載するこ		年金事務所等
険 等				55 5 3 3 1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
の受給関	円	年月	日				
係	受けていない場合は、次のい	ヽずれかを○で囲む。・裁	定請求中 ・不支給裁定			老齢年金等選択	
⑥ 請同金と 求じくが 人くはで	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	生	ガ	ナ 所	死亡労働との関	者障害の有無
し遺き申て族る		年 月 日					ある・ない
請い年遺 人る金族) 遺を		年 月 日					ある・ない
と族受 生補け		年 月 日 年 月 日				<u> </u>	ある・ない
計償る を年こ		年 月 日 年 月 日					ある・ない
⑦ 添付	けする書類その他の	1 /4 11				1	1 - 2 - 6 4
		金郵店		関店舗コー			本店・本所
		融 ^{便等} 名 機 ^{金條}	称		銀 行・金農協・漁協・作	庫 言組	本店·本房 出張房 支店·支房
年全	の払渡しを受けることを	関 の ご 預金通帳の記			第		号
8 希 5 又	望する金融機関 は郵便局	郵支 便店 フリガ	※ 郵便局コー	ード			
	13 邦 区 月	_金 名	称				
		銀郵所在	地	都道 府県		市郡区	
		^{行便} 預金通帳の記	号番号		第		号
上記により	遺族補償年金 遺族年金 遺族特別年金 の支給	を請求します。	請 求 (代表:		- 電	話()	-
	年 月	労働基準監督	申 請 署長 殿 ^(代表)	人 者) <u>氏名</u>	手続を裏面に記		Ø

個人番号

[注意]

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- (1) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- (2) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち障害の状態にあることにより遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他資料
- (3) 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人(申請人)と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 4 労働者の死亡当時胎児であつた子が出生した場合において、その同順位者又は後順位者が遺族補償年金 又は遺族年金の支給を受けているときは、次の書類その他の書類を添えること。
- (1) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- (2) 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- (3) 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人(申請人)と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 5 ③、④、⑤及び⑦に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 8については、次により記載すること。
- (1) 遺族補償年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族補償年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。

なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。

- (2) 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、③の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 7 「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
- 8 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 9 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名		電 話	番 号
労 務 士				=	()
記載欄)	-	_

年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 <u>年 金 の 払 渡 金 融 機 関 等変更届</u>

二、 折日	_	帳票種別	被災労働者の氏名	支給決定を受けた	· 労働基準監督署名	変更処理	① 枚目 ② 枚中 ※ ※ ※
り曲げる表	* <u>-</u>				労働基準監督署		
折り曲げる場合には折□□□で表示された枠	必須項目	等 轄 局 種別 西 暦 証書 番号	年	④被災者生年月日	H A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	請	遺族(補償)年金の場合は E入してください。
りに)住所を変更し		<u>↑ 1~9年は左へ∤1~9月は</u> 長提出の方は住民票の ² まを参照ください。	<u>右へ ~9日は右へ</u> 0 ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °	記入する	
曲げて		⑥郵便番号	⑦		市内局番(右ヅメ) -	- 番 号	⑧都道府県コード
ークとい	変		電話番号				
所で折いる。)	更		中外局番 (b) (フリガナ) 住所 1	も記入してくださ			
り曲げてに記入	後の		(漢字)				
▶り曲げマーク▶の所で折り曲げてください。< 「記入枠」という。)に記入する文字は、	住		住所 2 つづき (漢字)				
•	所	都・道 府・県	(漢子) ® (住所 3 つづき				欠から
光学的文字読取装置			(漢字)			記入してくだる	
読取装		〕銀行・郵便局	等を変更したい	場合			1
置 (OCR)	払 渡 金 塾 一	フリガナ 金 融		銀行・金庫			本店・本所 出張所
	渡野銀行	機関名		農協・漁協・信	組		支店・支所
で直接読取を行うので	金を変	⑨預金の種類 1 普通 3 当座	⑩口座番号(右ヅメ)	合は右に	号が7桁未満の場 こ詰めて記入して	⊕ 盤 機 関 コー※	ード 店舗 コード
整行う		1 2 3 7 7 7		ください	, \ _o		
ので、	機野禽	フリガナ	都•道	士. 邢			
~	寒	郵便貯金銀行の		市·郡			
この用紙を	関数での支圧の	支店等又は郵便局	府·県	区			毎 艮 っ _ ド
この用紙を汚した	機関等郵便貯金銀行の支店等又は郵便	支店等又は郵便局 ⑫ 記 預金通帳の 記		区 (右ヅメ) (O番 た	春号が 8 桁未満の場合に 1に詰めて記入してく 7		便局コード
汚したり、	は郵便局	支店等又は郵便局 記 記	府・県 番 号	区 (右ヅメ) ©番 右		*	
汚したり、	は郵便局	支店等又は郵便局 ② 日本語	府・県 番 号	区 (************************************	iに詰めて記入してく f i い。 :本を添付して 。	* *	
汚したり、穴を開けたり、	企郵便局 氏	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の 記号番号 氏名を変更し ④ 変更後氏名 (カタカナ	府・県 場合 (戸籍謄本	区 (************************************	がに詰めて記入してくたい。 シ本を添付して、	* *	
汚したり、穴を開けたり、	企郵便局 氏	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の記号番号 ② 氏名を変更し ③ 変更後氏名(カタカナ	府・県 場合 (戸籍謄本	区 (がに詰めて記入してくかい。 本を添付して を フリガナ	ぎ ※	
汚したり、穴を開けたり、	企郵便局 氏	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の記号番号 ② 氏名を変更し ③ 変更後氏名(カタカナ	府·県	区 (iに詰めて記入してく / iv。 本を添付して、 変 フリガナ (漢 字) 氏名の変更 / c (ぎ ※	氏 名
汚したり、穴を開けたり、	企郵便局 氏	支店等又は郵便局 記	府·県	区 (sに詰めて記入してく 7 (5 い。 本を添付して 変 フリガナ (漢 字)	ださい。)更前の年月日 氏名の	氏 名
汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたり−	氏名	支店等又は郵便局 迎 預金通帳の 記号番号 一 の の の の の の の の の の の の の	府・県	区 (右ジメ) ©番 ださまたは戸籍抄 (ださい。)	iに詰めて記入してく 7 (5 い。 本を添付して 変 フリガナ (漢字) 氏名の変更 年	ださい。)更前の年月日 氏名の	氏 名
汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないで	氏名	支店等又は郵便局 (②) 預金通帳の 記号番号 (③) (3) (4) 変更後氏名 (カタカナ) (3) (5) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (9) (9) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10	府・県 大場合 (戸籍謄本 大場合 (戸籍) (戸籍) (戸籍) (戸籍) (戸籍) (戸籍) (戸籍) (戸籍)	区 (sに詰めて記入してく 7 (5 い。 本を添付して 変 フリガナ (漢 字)	ださい。)更前の年月日 氏名の	氏 名
汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしない▶	氏名	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の記号番号 ② 氏名を変更し ④変更後氏名(カタカナ) ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑥ 位 人番号を登 日本・氏機 記のとおり 払渡金融機	府・県 大場合 (戸籍謄本	区 (右ッメ) ②番 ださまたは戸籍抄 (ださい。	に詰めて記入してくが い。 本を添付して、 変 フリガナ (漢字) 氏名の変更。 年	ださい。)更前の年月日 氏名の	氏 名
汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないで	氏名	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の記号番号 ② 氏名を変更し ④変更後氏名(カタカナ) ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑥ 位 人番号を登 日本・氏機 記のとおり 払渡金融機	府・県 大場合 「戸籍謄本 ・シ:姓と名の間は1字あけてください。 姓と名の間は1字あけてください。 女子・変更する場合 を変更したいので届け 登録・変更したい	区 (右ッメ) ©番 さ または戸籍抄 ください。	a に詰めて記入してくだい。	ださい。)更前の年月日 氏名の	氏 名 の変更理由 (方)
汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないで	氏名	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の記号番号 ② 氏名を変更し ④変更後氏名(カタカナ) ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑥ 位 人番号を登 日本・氏機 記のとおり 払渡金融機	府・県 大場合 「戸籍謄本 ・シ:姓と名の間は1字あけてください。 姓と名の間は1字あけてください。 女子・変更する場合 を変更したいので届け 登録・変更したい	区 (右ッメ) ©番 さ さ または戸籍抄 ください。	に	ださい。)更前の年月日 氏名のは載の社会保険労	氏 名 の変更理由 (方) (お) (お)
汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないで	氏名	支店等又は郵便局 ② 預金通帳の記号番号 ② 氏名を変更し ④変更後氏名(カタカナ) ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑤ 変更後氏名(漢字): ⑥ 位 人番号を登 日本・氏機 記のとおり 払渡金融機	府・県 大場合 (戸籍謄本	区 (右ッメ) ©番 さ さ または戸籍抄 ください。	a に詰めて記入してくがい。	ださい。)更前の年月日 氏名の()	氏 名 の変更理由 (方)

決 裁

年 月 日

標準字体											
0	5	ア	力	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	egthinspace = egt	キ	$\dot{\sim}$	チ	П	L	111		リ	ン
2	7	ウ	ク	ス	シ	ヌ	フ	ム	Ц	ン	4
3	8	Н	ケ	セ	テ	ネ	<	メ		\downarrow	0
4	9	オ	コ	ソ	1	ノ	ホ	モ	日	口	ĺ

[注意]

- 1 で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に強く折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には当該事項を○で囲み(ただし、④及び⑨欄については該当する番号を記入枠に記入すること。)、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 住所及び氏名を変更した場合には、その事実を証明することができる書類 その他の資料を添えて提出すること。ただし個人番号を届け出ていることで、 それらの事実と同等の情報が確認できる場合には添付を要しないこと。
- 5 金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)又は郵便貯金銀行の支店等又は郵便局を変更したい場合には、年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者は「金融機関名」欄、⑨及び⑩欄に、年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者は「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄及び⑫欄にそれぞれ記載すること。

なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」欄は記載する必要はないこと。

- 6 「届出人の住所」欄及び「届出人の氏名」欄には、受給権者本人の住所及び氏名 を記載すること。
- 7 この変更届は、所轄労働基準監督署長に提出すること。また、届出人の住 所を管轄する労働基準監督署長を経由して提出しても差し支えないこと。
- 8 「届出人の氏名」欄は、記名押印に代えて、自筆による署名をすることができること。
- 9 「個人番号」欄については、届出人(受給権者)の個人番号を記載すること。
- 10 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「届出人の氏名」欄の下の□にレ 点を記入すること。

社会保険	作 成 年 月 日 ・ 提 出 代 行 者 ・ 事 務 代 理 者 の 表 示	氏	名	電話番号
労務士				()
記載欄				_